

住宅リフォーム助成事業

申請手続きから補助金の交付まで

①住宅リフォーム助成の相談受付

予定されているリフォーム工事が助成の対象工事となるかどうか役場地域振興課で判断します。



②広陵町地域活性化事業補助金交付申請書の配布

相談の結果、対象工事であれば申請書をお渡しします。



③広陵町地域活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)、住宅リフォーム計画書(様式第2号)

及び関係書類(工事見積書《できるだけ詳細なもの》・着工前の写真数枚)を添えて、交付申請書を地域振興課へ提出してください。



④広陵町地域活性化事業補助金交付決定通知書の送付(様式第3号)

交付申請されたのち、審査後補助金交付決定通知書を申請者に送付します。



リフォーム工事開始

④の通知書を受け取ってから工事着工となります。

※決定通知前に工事はかからないでください。

※工事内容に変更が生じた

場合は完成前に変更申請が必要です。(様式第4号)



⑤広陵町地域活性化事業補助金交付実績報告書(様式第6号)の提出

リフォーム工事後、10日以内に関係書類(工事代金領収書・工事完了後の写真数枚)を添えて実績報告書を地域振興課に提出してください。また、施工業者から広陵町地域活性化事業補助金交付工事完了証明書(様式第7号)をもらって一緒に提出してください。



⑥広陵町地域活性化事業補助金交付確定通知書の送付(様式第8号)

実績報告されたのち、審査後、補助金交付確定通知書を申請者に送付します。



⑦指定された期間に広陵町地域活性化事業補助金交付請求書(様式第9号)を提出してください。



⑧補助金を口座振込で交付します。



⑨申請者が補助金を受領。